

## 神奈川県議会 令和7年第2回定例会 建設・企業常任委員会

令和7年7月1日

### ◆亀井たかつぐ委員

まずは、県土整備局関係の報告事項にありましたが、県が管理する下水道の点検調査について、これは埼玉県八潮市の事故が、これは死亡事故になって、もう本当に大変な事故になってしましましたね。そういうことも踏まえた上で、何点か質問させていただきたいと思うんですが。

今回一次点検が終わり、今度二次点検に入って8月までやられるという話でありますけれども、これ、八潮市の道路陥没事故というのは、もう一回ちょっとおさらいの意味でお聞きするんですけども、今回すごい事故になってしまったというのは、どういう要件が重なったからそうなったのか、まず確認させていただいていいですか。

### ◎下水道課長

八潮市の道路陥没事故がここまで大きくなった要因といたしましては、まず、下水管の直径が4.75メートルと非常に大きかったこと、下水管の位置が地下10メートルと非常に深かったこと、さらに下水管周辺の地盤が非常に軟弱であったこと、この三つの条件が重なったというふうに言われております。

### ◆亀井たかつぐ委員

今一次点検、二次点検、そういう形で点検、調査をしているということでもありますのでお聞きするんですが、神奈川県でその埼玉県のような事例に類似するような箇所というのか、そういうものというのはどのぐらいあるものなんですか。

### ◎下水道課長

本県が管理している下水道管についてお答えをさせていただきますと、本県でも、埼玉県と同様に大規模な下水管を管理をしておりまして、4.75メートルという大きさの管はございませんが、管径が2メートル以上のものは約61キロほどございます。

また、地下深く、特に10メートル以上に埋設されているものは2割ほどが、我々下水道管として管理しているものとしてございます。

また、今回埼玉県の事故を受けて確認した範囲では、地盤が軟弱なところに設置された下水管はございますけれども、埼玉県の道路陥没現場と同じように道路面から深さ30メートルまで著しい軟弱地盤が続いている、こういった箇所はございませんでした。

### ◆亀井たかつぐ委員

そうしましたら、二次点検のところに、内容のところに書かれていますけれども、下水道の内部に専用のテレビカメラを入れて、劣化の進行状況を確認していますよという話なんですが、このテレビカメラというのは、私が再三申し上げて

いるんですけども、例えば水中ドローンとかA Iの話をいつもさせていただくんんですけども、その水中ドローンとかそういうものに付随したカメラを使ってという話なんですか。どんな感じで、これ行うものなのでしょうか。

#### ◎下水道課長

現在、県が実施しております点検ですとか調査で使っておりますカメラというのは、水深があまりないところでは、車型のものに、小さいパソコンカーのようなものにテレビカメラをつけて調査をやるというのもと、流量が多くて水深が高いものについては、船の上にカメラを設置をして管内の状況を撮影すると、こういった機器を用いて調査をしております。

#### ◆亀井たかつぐ委員

分かりました。そうですね、今みたいな状況ですから、これからもドローンの話とか、またA Iの活用みたいなところで、やっぱり、より省力化というか、人がそんなに携わらなくてもいいような形での調査とか点検ができればと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

あと、これ埼玉の八潮市のときには、今御答弁にもありましたように、下水道管の周りの地盤が非常に軟弱であって、それに類似するかどうかあれでけれども、全て同じじゃないんだけれども、2割ぐらいのところは神奈川県でも軟弱な地盤があるという話がありましたけれども、これは今、二重の安全対策というのが呼ばれていて、例えば下水道管の周りの地盤にゼリー状の、薬というか薬液を注入して地盤の強化とか止水性を高める工法があるらしいんですね。これというのは、液状化対策のときにも使われているというふうな工法であって、もし漏水しても、次の外側で防げるというふうな二重の安全対策というものが取られていて、今大学でもいろいろ研究されているという話なんですが、このような工法というのは考えるべきだと思うんですけれども、いかがなんですか、神奈川県としては。

#### ◎下水道課長

まず、先ほど2割ほどとお答えをさせていただいたのは、県が管理している水管 174 キロメートルの中で、10 メートル以上深いところというのが2割ということでございます。

今先生のお話につきましては、まず、県といたしましては点検や調査の充実、強化、こういったことを図り、これに基づく補修や改築をしっかりと行っていくということがまずは大事だと思っております。

今委員からお話がありました、管の周りに薬液を注入して固めるということは、管の破損に起因する道路陥没事故を未然に防ぐ対策の一つとして考えられますので、内部からの施工が困難な場合には、このような工法も幅広に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ◆亀井たかつぐ委員

下水道管というのは、やっぱり高いところから低いところに流れてくると。低

いところに行くほど地表深くに埋設される可能性があるので、そこがやっぱり軟弱な地盤ですと、今みたいな工法のほうが有効かなと思って提案をさせていただいたんですね。ですから、そういういろんな幅広い対策もしっかりと考慮していただきながら、八潮市のような事故があれば、もう大変なことになってしまふので、ぜひそういうことを未然に防げるよう、ぜひ対応していただきたいと思います。

次ですけれども、次は、国庫補助金の収入漏れについて何点かお聞きしたいと思います。

前回の常任委員会でも、どのような原因だったのかとか、どういうふうな対策を打つのかという話をさせていただいて、先行会派の皆さんもそういうふうな話もあったと思うので、私からは、ちょっと角度を変えて、幾つか質問させていただきたいと思うんですけども。

まず、今回収入できなかった国庫補助金というのは、国の令和6年度予算に対するものだと承知しております。会計年度独立の原則という大原則がある中で、国も既に会計を閉めているわけであって、この令和6年度予算のお金を、今となって支出来ないというのが大前提と思うんですけども、いかがですか。

#### ◎県土整備経理課長

委員おっしゃられたように、令和6年度の国の会計については既に支出の期限は過ぎておりますて、令和6年度分として国に支払いしてもらうことはできません。

#### ◆亀井たかつぐ委員

前回の質問でも、国に対して働きかけていきますみたいな答弁があったんですが、そうすると、今、国に対する、要するに令和6年度予算というのの対応ができないということになると、これ収入漏れが補填できないということになるんですけども、何か別の予算立てというか、補填の仕方というのを考えているんですか。

#### ◎県土整備経理課長

報道によりますと、他県の事例になるんですが、国庫補助金の収入漏れと一度なったんですが、翌年度より、過年度支出という制度により支払いを受けたケースがございます。この過年度支出は、会計法第27条で定められた制度でございまして、次年度以降の予算により支払いされるものとなってございます。

#### ◆亀井たかつぐ委員

こちらのほうからの一つの例として、会計法27条にある過年度支出という制度があるよというのは分かりました。この制度というのは、会計年度独立の大原則に合わないような気がするんだけど、なぜこのような制度が設けられたか、教えていただいていいですか。

◎県土整備経理課長

この制度は、会計年度独立の大原則の例外の一つとされておりまして、過年度における支払いを現年度の歳出予算から支出するものとなります。これは、国が負担する債務について、会計年度で拘束される予算と、債務の消滅時効との調和を図るために設けられた特例的な制度となってございます。

◆亀井たかつぐ委員

今のお話で、消滅時効という言葉が出てきたのでお聞きするんですが、この消滅時効って何年ということなんですか。

◎県土整備経理課長

5年になってございます。

◆亀井たかつぐ委員

これ、過年度支出という制度があるんであれば、それを使えばいいじゃないかという話になるんだけれども、県として認めてもらうための何か条件とかいうのがあれば教えてください。

◎県土整備経理課長

この制度は特例的なものでございまして、適用するには、まず国の各省庁の部局等の予算の科目において決算上不用額となっていること、及び現年度予算の範囲内であることなどといった条件がございます。

しかし、国に御理解いただくためには、まず県として再発防止策をしっかりとお示しすること、これが一番必要かというふうに思ってございます。

◆亀井たかつぐ委員

令和6年度の不用額が一つと、そして令和7年度にそれに見合ったような、要するに予算に余裕があるかとか、そして3番目の条件としては、再発防止策に対しての、国としての判断がマルかバツかというぐらいのことだと思うんですけども、先ほどの消滅時効の話からすると、これは、例えば令和6年度の不用額はありました、国の判断もおおよそよさそうだ、だけど翌年度のお金が足りないといった場合は、翌々年度とかということで5年まで、5年の先まで考えて物を判断できるということでいいんですよね。

◎県土整備経理課長

制度的にはそういう可能性があるかと思うんですが、ただ、国の判断として、あまり引き延ばしていただくのがいいかどうかというのがありますので、やはり再発防止策をなるべく早めに示して、早めに判断いただくのが肝要かというふうに思ってございます。

◆亀井たかつぐ委員

そうですね。これ 1.3 億円って大きな額だと私は思っているので、何として

も今課長がおっしゃっていただいた過年度支出の部分で、何とかできないかなとは思っているんですけど。

これ、国の判断といつても、県が再発防止策を出したことによって国として全然そんなのじゃないよという話になると、もうそれで駄目ですよねと思うんですけども、これ国と何かしっかりと連携を取りながらと言っちゃあれですかけども、御指導いただきながら、この再発防止策というのをある程度の路線に沿った形でつくっているんですか。それとも、もうこちらのできることは全て出して、国に判断を仰ぐしかないということなんですか。

#### ◎県土整備経理課長

今後の御相談になるんですが、こちらからまず事実ですとか、もちろん防止策の案をお出しして、国のはうからも、多分そこについていろいろ御指導なりアドバイスは頂けるんじゃないかと思ってございます。それをお聞きして、あと、うちとしてできることをまたお返しするということで、国といろいろやり取りしながら、いろいろ検討していくのかなというふうに思ってございます。

#### ◆亀井たかつぐ委員

分かりました。ぜひ、会計年度独立の原則の例外でもある過年度支出という、何とか国のはうにも納得していただいてという形で、御努力いただければと思います。

次は、これは企業庁のはうにちょっと質問させていただきますけれども、県営水道における有機フッ素化合物の水質基準化への対応についてということですが、まず、有機フッ素化合物であるPFOS・PF OAは、これまでどのような用途に使われてきたのか確認させてもらいます。

また、その使用などに関する法的な規制ですか健康被害影響についても、併せて教えていただいてよろしいですか。

#### ◎浄水課長

PFOS・PF OAをはじめとする有機フッ素化合物は、水や油をはじき、熱に対して安定的な特性があることから、金属メッキや泡消火剤、界面活性剤などの幅広い用途に使用されてきました。

しかし、環境中で分解されにくく高い蓄積性を要していることや、人の健康への影響が懸念されていることから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、我が国では、

PFOSについては平成22年に、PF OAは令和3年に製造や輸入が禁止されております。

なお、どの程度の量で身体に影響が出るのかにつきましては、まだ十分な知見がなく、現在も国内外において様々な研究が進められております。

#### ◆亀井たかつぐ委員

このPFOSとかPF OAが、水質基準に引き上げられるということなんですが、この水質基準に引き上げられると、水道事業体にはどのような義

務づけがされるんでしょうか。

◎浄水課長

まず、水質基準とは、水道法に基づいて定められた水道水として適合しなければならない品質規格であり、水道事業体等には、この基準を遵守する義務と、定期的に水質を検査する義務が課されることとなります。PFOSとPFOAの基準値は、これらの合算値として1リットル当たり50ナノグラムとなり、検査回数は3か月に1回を基本とすることなどが国から示されております。また、水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすために必要な対策を講じることとされております。

◆亀井たかつぐ委員

今の水質基準のお話を伺っていて、私の地元である横須賀市にも関連するんですけれども、これ、PFOSとかPFOAが水質基準に引き上げられると、これ米軍基地から、例えば泡消火剤みたいなところで、そこが原因じゃないかと、横須賀市だけじゃなくて座間市なども多分そうなんだと思うんだけれども、言わわれているんですね。これ水質基準だから、要するに水を取ったときの水質なので、要するに排出基準じゃないので、米軍の基地に対して、直接それをどうこうしてくれという話じゃないかなと思うんだけれども、やっぱり水質基準に引き上げられたことによって、泡消火剤を使っているような施設とか、そういう関係者に対して、何らかのプレッシャーが与えられればなというふうに思っているんですよ。規制は多分できないと思うんです、これは。ただ、何らかの形でプレッシャーが与えられれば、そういうことの抑制にもつながるのかなというよう思うんだけれども、その点どのように考えますか。

◎浄水課長

まず、水質基準につきましては、こちらは水道法に基づきまして、水道事業体等にこの基準に適合した水を供給することを義務づけるものであります、委員おっしゃるとおり、今回の基準改正は、米軍基地からの排出の規制の直接の対象とはなりません。

なお一方、公共用水域及び地下水への環境基準が設定されることによりまして、その基準を達成するため、工場等を規制するものとして定められる排水基準が今後設定されることになれば、汚染源対策等が講じられていくといったことは期待されるものと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

今後、排水基準が設定されればという話なんですけれども、これ水質基準が設定されたことによって、排水基準への、要するに、設定というのがしやすくなると考えていいんですか。それとは別のこと、水質基準と排水基準は別にあるんだよという話なのか。水質基準がつけられたことによって、よりそういうことが抑制しやすくなるという意味での排水基準だと思うんですけれども、いかがですか。

◎浄水課長

水質基準と排水基準はもともと法律が異なりますので、直接、水質基準が引き上げられたからといって、排水基準のほうに影響があるものではないんですが、一般的に、水質基準が定められた後に排水基準のほうの設定がされるということがありますので、今回もそのように排水基準のほうも変更がある可能性はあるのかなというふうに思っております。

◆亀井たかつぐ委員

そうすると、排水基準ができてから、今みたいな施設に対しての要するに申入れというか、そういうことができるということでおよろしいんですか。

◎浄水課長

水道事業者としての申入れというのはなかなか難しいと思うんですけども、所管するところでは、そういう申入れができるのかなというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。これは環境農政局とかほかにもありますから、基地関係ですかね総務局でしょうかね、そういうところとの連携も必要かなというふうに思います。

この質問の最後ですけれども、県営水道でPFOsとかPFOAはこれまで検出されていないと、私は承知しているんですけども、仮に県営水道が取水している河川において、間接的というか取水になるんでしょうけれども、検出された場合ってどのように対応するんでしょうか。

◎浄水課長

PFOs・PFOAに対しましては、活性炭による処理が有効であるということが知見として得られていることから、県営水道におきましても万一検出された場合には、既存の活性炭設備を使用して浄水処理を行うこととしております。また、検出されるPFOs・PFOAの濃度や継続期間によりましては、活性炭による除去のほかに、一時的な取水停止やほかの浄水場系統への切替えなどの措置により、水道水の安全を確保することとしております。

◆亀井たかつぐ委員

活性炭で除去するんだよということなんですかね、これ結構有効なんですか。

◎浄水課長

PFOs・PFOAの問題は、今全国的にも上がっている問題となります。基本的にどこの浄水場も活性炭による処理を行っているというのが現状でございます。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。

活性炭がすごく有効だという話ですけれども、活性炭と言えば、活性炭の何か談合の話があって、それに関する損害賠償請求の和解についてもちょっとお聞きしておきたいというふうに思ってしましたので、ちょっと何点か確認をさせていただきたいと思います。

先行会派の皆さんも御質問されているんで、ごめんなさいね、重複したら申し訳ないんですけども。

まずは、和解金額が50万7,144円ということなんですねけれども、この訴訟にかかった費用、弁護士費用は先ほど訂正されて220万ですよという話なんですねけれど、そのほか、例えば職員の皆さんのがこの裁判に携わって、延べ何人の方が携わったか分からぬし、朝から晩までやっていたのかどうか分からぬんだけども、そういうことも含めると大体費用ってどのぐらいになるものですか。

◎浄水課長

まず、今回の訴訟に要した費用につきましては、先ほどもお答えしました弁護士費用220万円のほかに、訴訟代として約40万円、そして全体で約260万円となります。

また、今御質問のありました職員のほうですが、実際に私ども浄水課の職員が4名、それと政策法務課の2名、計6名がこの訴訟のほうに携わったところでございます。そこの費用となりますと、ちょっとあくまで概算となりますと大体約30万ぐらいになるのかなというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

この訴訟費用というのは、今回和解ということなので、どのような形になるんですか。

◎浄水課長

今回の負担につきましては、裁判所が作成した和解条項に基づきまして、原告と被告が各自の訴訟費用を自己負担することとなります。よって、企業庁の訴訟費用は、企業庁の負担となります。

◆亀井たかつぐ委員

先ほど申し上げたように、訴訟費用の負担に加えて、裁判に要した職員の労力も考えると、企業庁としても大きな損失かなというふうに思っています。談合には厳しく対応すべきと考えますが、今回談合に関与した卸売業者3社というのは、その後の浄水場の活性炭の落札には関与していないんですよね。

◎浄水課長

まず、被告の3社は卸売業者であり、活性炭の入札には直接参加をしておりません。

しかし、企業庁では、落札した納入業者に対する卸売業者を確認することができます。そこで、談合期間後となる平成 29 年から令和 6 年の寒川浄水場及び谷ヶ原浄水場の活性炭の落札結果を確認したところ、当該 3 社が卸売業者として関与した落札はありませんでした。

◆亀井たかつぐ委員

この 3 社については関与してなかったよという話ですけれども、この談合に関与していたとされる卸売業者 3 社については、今後の入札においても参加させるべきではないと考えるんですね。先ほど、損害額を皆さんにお聞きして確認させていただいたところでもありますし、これ、入札参加を制限することというのはできるんでしたっけ。

◎企業局会計課長

一般競争入札の参加制限につきましては地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定されており、具体的には、破産手続開始の決定を受けて制限が解除されてないものや指定暴力団などを参加させることができないとされているほか、契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたときや、競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したときには、3 年以内の期間を定めて入札に参加させないと規定されています。

しかしながら、当該卸売業者 3 社につきましては、入札自体には参加しておらず、その規定に直接は該当いたしません。

◆亀井たかつぐ委員

幾つかの条文上の要件みたいなものを言っていただきましたけれども、最後って、もう一回ちょっとと言っていただいていいですか。

◎企業局会計課長

競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したときには、3 年以内の期間を定めて入札に参加させないと規定されております。

ただし、当該 3 社は入札自体には参加しておりませんので、直接この規定には該当しないと。

◆亀井たかつぐ委員

卸売業者だから、納入業者じゃないので直接入札には参加できないけれども、拡大解釈して、3 年間ぐらいこの人たちを入れないということはできないんですか。直接入札には参加しないけれども、実際に至って損害を与えたことは事実だから、間接的には損害を与えているじゃないですか。そういうことを考えると、この条文を拡大解釈して 3 年ぐらいこの業者を入れないというぐらいのことをやらないと、同じような事例って出てくるんじゃないかなと、私心配している

んですけども、いかがですか。

◎企業局会計課長

答弁繰り返しになってしまいますが、地方自治法施行令の規定に定められている場合において入札参加を制限することは可能ですが、当該卸売業者3社につきましては、入札自体に参加しておらず、直接この規定に該当いたしません。

◆亀井たかつぐ委員

そういうことを聞いているんじゃないんですけども、今みたいな私が考えているようなことを、拡大解釈として考えるということをしっかりと考慮しないと、同じようなまた事例が出てくるんじゃないかなというふうに心配をしているんですね。

ですから、今回ることはこういう形で和解という形にはなったのですが、しっかりとちょっと研究していただいたほうがいいかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。